

子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化に関する 要綱案の取りまとめに向けた検討（2）

（前注） 本部会資料では、第17回会議において取り扱った部会資料17-2の本文第1ないし第3並びに第4の1及び3ないし5の各論点については、取り扱っていない（なお、同第4の1の規律については、本部会資料の検討対象である第4の2の規律において引用しているため、参考として掲げるものである。）。

第4 執行場所における執行官の権限等

1 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

(1) 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

(2) 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

(3) 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

2(1) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、前記1(1)から(3)までに掲げる行為をすることができるものとする。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、執行裁判所は、子が前記(1)に規定する場所に居住している場合において〔相当と認めるとき〕は、申立てにより、前記(1)の同意に代わる許可を与えることができるものとする。

3ないし5 （略）

（説明）

1 民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）の概要

試案第3の4(2)においては、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下、「ハーグ条約実施法」という。）第140条第2項の規定と同様、執行場所が債務名義上の債務者以外の第三者（以下単に「第三者」という。）の占有する場所である場合には、立入り等（本文第4の1(1)から(3)ま

でに掲げる行為をいう。以下同じ。) についての適法性を確保する観点から、当該第三者の財産権等を保障するため、当該場所を占有する第三者の同意を得ることが必要であるとの規律を提案していた。

2 試案に関する部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) 意見募集の結果の概要

意見募集の結果においては、第三者が占有する場所への立入り等につき当該場所を占有する第三者の同意を必要とすることは合理的であるとの指摘や、保育所及び学校のような場所を執行場所とする場合には、その管理者の承諾を必要とすべきであるとの指摘があった。

他方、当該場所を占有する第三者の同意を得ることができない限り執行することができないのであれば、子の引渡しを命ずる債務名義の実現の実効性が妨げられるとの指摘や、執行場所の占有者が明らかでないとき又はその占有者の速やかな同意を得ることが困難であるときは、同意を不要とすべきであるとの意見、同意が得られなくても執行可能となるような対応策が検討されるべきであるとの意見も寄せられた。

(2) 第15回会議における議論の概要

第15回会議においては、債務者が第三者に対し長期間にわたって専ら当該第三者が子を「監護」することを前提に子を預けている場合（部会資料15の本文第4の2の事例(a), (b)）と、債務者が昼間に子を第三者に一時的に預けている場合（同事例(c), (d)）を念頭に、それぞれの場合の第三者が子の祖父母である事例（同事例(a), (c)）と保育所や学校である事例（同事例(b), (d)）における当該第三者の同意の要否（執行裁判所の許可により執行可能とすることの可否）について議論がされた。

前記各事例のうち、債務者が昼間に子を第三者に一時的に預けている場合（事例(c), (d)）については、子が債務者の下に戻った休日又は夜間に執行をすれば足りるため、長期間にわたることを前提に預けている場合と比較すると、第三者の同意を要さずに執行することができることとする必要性の程度に違いがあり得るとの指摘があった一方、夜間に執行することの相当性には疑問があることから、一時的に預けている場合と長期間にわたることを前提に預けている場合とを区別する必要はないのではないかと指摘や、執行が休日又は夜間に行われた場合には執行官の手数料が加算される（執行官の手数料及び費用に関する規則第33条参照）など金銭的負担が増加するといった指摘もあった。

また、債務者から子を預かっている第三者が子の祖父母である場合にはその同意に代わる執行裁判所の許可により執行を可能としてもよいが、当該第三者が保育所や学校である場合には執行場所に他の子が存在していることなどから同意を不要とすることについてはなお慎重に考えるべきであるとの指摘や、保育所や学校に対し、執行官の立入り等についての同意・不同意の判断をさせる

ことは負担であり、そのような事態は極力避けるべきであるとの指摘があった。他方で、子を預かっている第三者については、祖父母と広い意味での教育機関（保育所や学校等）の中間に当たるようなものが多数あるため、第三者の属性に応じて規律を設けることは困難ではないかとの指摘もあった。

3 前記2を踏まえた検討

(1) 検討に当たっての前提

第15回会議においては、債務者の住居その他債務者の占有する場所（以下「債務者の住居等」という。）（注1）以外の場所が執行場所であり、かつ、当該場所を占有する第三者が、債務者による子の監護を補助する者（監護補助者）である場面を念頭に置いた検討がされた。

そして、部会のこれまでの議論を踏まえると、第三者が子を「監護」している事案につき子の引渡しの直接的な強制執行を行おうとする場合において当該第三者を新債務者とする執行文の付与を要するか否か等については、当該第三者が債務者の監護補助者に当たるか否か（当該第三者の子に対する関わりが債務者による子の監護の一部であると評価することができるか否か）という点や、子の監護につき動産の占有を参考に「承継人」（民事執行法第23条第1項第3号）や「（目的物を）所持する者」（同条第3項）といったものを観念し得るかという点についての考え方に左右されるものと思われる。しかし、部会のこれまでの議論においても、様々な考え方が示唆されたところであり、その集約をみるには解決すべき課題も多く残されていると言わざるを得ないように思われる（注2）。

したがって、第三者が子を「監護」している事案につき子の引渡しの直接的な強制執行を行おうとする場合における子の引渡しを命ずる債務名義の執行力の問題については、現時点における議論の状況を踏まえると、その規律を明確化することは困難であり、引き続き、民事執行法第23条の解釈に委ねることとするのが相当であると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

（注1） ハーグ条約実施法第140条第1項柱書きの「その他債務者の占有する場所」

としては、例えば、子が債務者と共に一時的に滞在しているホテルの一室や債務者が個人的に使用している事務所等がこれに該当するものと考えられている。

（注2） 第三者が子を「監護」している事案につき子の引渡しの直接的な強制執行を行おうとする場合において当該第三者を新債務者とする執行文の付与を要するか否かという問題は、当該第三者に執行手続の当事者（執行債務者）として手続の適法性や実体的正当性を争う機会を与えるべきか否かという問題に帰着するものと考えられるところ、債務者による子の「監護」につき監護補助者が存在する場合には、当該監護補助者に対して（債務者とは別に）執行手続の当事者（執行債務者）として手続の適法性や実体的正当性を争う機会を与える必要まではないと考えられる。例えば、祖父母や保育士が債務者から一時的に子を預かっているような場合には、当該祖父母や

保育士は債務者の監護補助者に当たるものと評価し得る（当該第三者の子に対する関わりが債務者による子の監護の一部であると評価することができる）一方、寮（その運営主体）が債務者から子を預かっているような場合には、当該寮は、債務者の監護補助者には当たらないものと評価し得るが、この点についての評価は個別の事案における当てはめの問題といえ、第三者の属性に応じた法制化をすることは困難であるものと思われる。

また、仮に、一般論として子の監護につき動産の占有を参考に「承継人」や「（目的物を）所持する者」といったものを観念し得るとしても、どのような事情があれば「承継人」や「（目的物を）所持する者」に当たるか（ないし、これらと同様の議論が当てはまるのか）といった点については様々な議論があり得るところであり、この点について規律の明確化をするためには、なお今後の議論の集積を待つ必要があるように思われる。

(2) 執行場所を占有する第三者の同意を得ることを要するものとする根拠

前記(1)のとおり、試案第3の4(2)は、執行官による第三者の占有する場所への立入り等の適法性を確保する観点から、当該場所を占有する第三者の同意を必要とする旨の規律を提案していたものであり、本文第4の2(1)もこれと同様の規律を提案するものである。

このように執行場所を占有する第三者の同意を得ることを要するものとする根拠については、同様の規律を設けているハーグ条約実施法第140条第2項の規定も踏まえると、①子の引渡しの直接的な強制執行の目的の実現の要請（執行の必要性）と、②執行場所を占有する第三者の財産権等の保障の要請との調和を図ることにあると考えることができる。

他方、債務者の住居等において執行官が立入り等を行うことについては、ハーグ条約実施法上も、債務者の同意は必要とされておらず（同法第140条第1項）、試案第3の4(1)及び本文第4の1も同様の規律を提案している。

このように債務者の住居等につき債務者の同意を必要としないものとする根拠については、上記①、②の視点に照らして考えると、以下のように整理することができるように思われる。

- ① 子の引渡しの直接的な強制執行が行われる場面においては、債務者の住居等には、通常、子が居住しているものと考えられるため、子の引渡しの直接的な強制執行の目的を実現するために執行官が立入り等を行う必要性が高いといえる（執行の必要性）。
- ② 債務者は、債権者に対し子の引渡しの義務を負っており、執行官には、執行の目的を実現するため、債務者の支配領域に直接介入して、その意に反してでも執行することができる権限が与えられているため、少なくとも債務者の住居等に係る債務者の財産権等が制約されることは、強制執行の手續上当然に予定されている（財産権等を制約することの許容性）。

(3) 前記(2)を踏まえた本文の規律の検討

ア 本文第4の2(2)の規律（ブラケット部分を除く。）の概要

(ア) 規律が想定する局面

まず、債務者の住居等以外の場所が執行場所であり、かつ、当該場所を占有する第三者が子を「監護」しているという事案を念頭に、当該第三者が債務名義の取り直しにより新たに債務名義上の債務者となった場合については、既に債務名義上の債務者となっている以上、当該新たな債務名義に基づき子の引渡しの直接的な強制執行を実施するに当たり、当該者が占有する場所に執行官が立入り等をするに際しては、その同意を要しない（本文第4の1の規律が適用される）ものとなる。

また、執行文の付与により執行債務者となった者についても、債務名義上の債務者と実質的に同視することができるため、本文第4の1の「債務者」に当たるものと解釈して、当該者が占有する場所に執行官が立入り等をするに際し、当該者の同意を要しないものと考えることができる（なお、本部会資料においては、前記(1)のとおり、いかなる場合に執行文の付与を要するかについては、民事執行法第23条の解釈に委ねることとしている。）。

以上の整理によれば、債務名義上の債務者（債務名義の取り直しにより新たに債務名義上の債務者となった者を含む。）や執行文の付与により執行債務者となった者の占有する場所については、執行官による立入り等につき当該者の同意を得ることを要しないこととなるため、執行官による立入り等についての同意の要否が問題となる場面は、債務名義の取り直しや執行文の付与によることが予定されていない者（監護補助者等）の占有する場所に執行官が立入り等をする場面に限られることになる（強制執行に当たって執行文の付与を要する第三者と、執行官による立入り等につき同意を要する第三者は、互いに重ならない関係にある）ものと思われる。

(イ) 執行場所を占有する者の同意の要否が問題となる場面についての検討

前記(ア)の整理によれば、債務名義上の債務者ではなく、また執行文の付与により執行債務者となった者でもない者（監護補助者等）が占有する場所については、一般的に、債務者の住居等のように子が通常、当該場所に居住しているとまではいえず、当該者が自ら子の引渡義務を負っているものともいえないから、基本的には、当該場所に執行官が立入り等をするに際し、当該者の同意を要することになるものと思われる。

もっとも、前記(2)のような理解を前提にすれば、債務者の住居等以外の場所であっても、債務者の住居等における執行官の立入り等に同意を要しないとされる前記(2)①及び②の趣旨が当てはまる事情があれば、債務者の住居等以外の場所を占有する第三者の同意に代わって執行裁判所の許可

等の手続を経ることにより、執行官が当該場所への立入り等を行うことができるものとするといった考え方もあり得るように思われる。

具体的には、①第三者（監護補助者等）の占有する場所については、債務者の住居等と異なり、子が通常、当該場所に居住しているとまではいえないものの、少なくとも子が当該場所に居住しているときであれば、子は、基本的に当該場所において日常生活を送っているため、当該場所において子の引渡しの直接的な強制執行をするほかなく、執行官が当該場所に立入り等を行う必要性が高いといえる。また、②当該第三者が債務者の監護補助者等に当たること（当該第三者の子に対する関わりが債務者による子の監護の一部であると評価することができること）に照らせば、少なくとも当該第三者の占有する執行場所に子が居住しているときであれば、当該執行場所における強制執行によって債務者の監護が解かれることに伴って生ずる当該第三者の財産権等に対する制約は、債務者の財産権等に対する制約と同視し得る面があり、強制執行の手続上、執行官が当該場所に立入り等をする限度においては、当該場所を占有する第三者の財産権等が制約されることは許容され得るものと考えられることも可能であるように思われる。

本文第4の2(2)（ブラケット部分を除く。）は、このような考え方にに基づき、子が第三者の占有する場所（債務者の住居等以外の場所）に居住していること（換言すれば、第三者の占有する場所が子の住居となっていること）を要件として、例外的に、債務者の住居等以外の場所を占有する第三者の同意に代わって執行裁判所の許可等の手続を経ることにより、執行官が当該場所への立入り等を行うことができるものとする規律を提案するものである。

イ 第三者の同意を要しないこととするための要件の在り方について

前記アのとおり、本文第4の2(2)の規律（ブラケット部分を除く。）は、子が第三者の占有する場所（債務者の住居等以外の場所）に居住していること（第三者の占有する場所が子の住居となっていること）のみを要件として、執行場所を占有する第三者の同意を要しないこととしている。

しかし、第三者の占有する場所が子の住居となっている場合には、当該場所において強制執行をする（より正確に言えば、執行官による立入り等を許容する）ことについては高度の必要性があるといえたとしても、一般的に、当該場所を占有する第三者の財産権等が制約されることが許容され得るものといえるかについては、例えば、子が、債務者と従前から面識を有していたわけではない一般の家庭にホームステイをしているような事案を念頭に、個別の事案に鑑みると、なお慎重な検討を要するとの指摘もあり得るところである。

このような指摘を踏まえると、例えば、第三者の占有する場所が子の住居となっていることに加え、執行裁判所が、第三者の占有する場所における執行の必要性の程度（前記2(2)①）と当該第三者の財産権等を制約することの許容性の程度（前記2(2)②）を比較考慮して、当該第三者の同意がなくても執行官に当該場所への立入り等をさせることが相当であると認めるときに限り、執行官による立入り等を許容するものとするとも考えられる。

もっとも、このような規律を採用した場合には、執行裁判所がどのような場合に当該第三者の同意がなくても執行官に当該場所への立入り等をさせることが相当であると判断すべきかが問題となる。最終的には、個別具体的な事情を踏まえて判断せざるを得ないものと思われるが、例えば、当該第三者が、債務者の親族であるなど実質的に債務者と近い立場にある場合については、執行官による説得がされたとしても、債務者と同様に、執行官による立入り等に抵抗し、同意をしないことが一般論として想定され、当該場所における執行の必要性の程度が高いものといえることを踏まえた上で、当該第三者の住居の平穩への影響等を考慮して、その占有する場所の財産権等を制約することが許容されるかが検討されることになるものと思われる。一方、当該第三者が、保育所や学校であるなど債務者とは独立した中立的な立場にある場合については、執行官による説得がされた場合に債務者と同様に執行官による立入りに抵抗し、同意をしないことが一般論として想定されるとまではいい難い上、執行官による立入り等によって制約を受ける財産権等の内容（他の児童等にも配慮した形で保育所や学校等の建物及びその敷地を管理することなども含まれ得ること）に照らせば、当該財産権等を制約することは許容されにくいものと思われる。

本文第4の2(2)のブラケット部分は、このような考え方にに基づき、試みとして、債務者の住居等以外の場所を占有する第三者の同意に代わって執行裁判所の許可等の手続を経ることにより、執行官が当該場所への立入り等を行うことができる場合の要件として、子が第三者の占有する場所（債務者の住居等以外の場所）に居住していること（第三者の占有する場所が子の住居となっていること）に加え、「（執行裁判所が）相当と認めるとき」であることを要するものとする規律を提案するものである。

以上を踏まえ、執行場所を占有する第三者の同意を要しないこととする場合の要件について、どのように考えるか。

ウ 第三者の同意の要否に関する判断の主体について

本文第4の2(2)の規律（ブラケット部分を除く。）は、子が債務者の住居等以外の場所に居住しているときは、執行裁判所は、申立てにより、当該場所を占有する者の同意に代わる許可を与えることができるものとしている。これは、執行官が第三者の占有する場所に立入り等をするに当たっては、①

子の引渡しの直接的な強制執行の目的の実現の要請（執行の必要性）と、②執行場所を占有する第三者の財産権等の保障の要請との調和の観点から、基本的に、その執行の条件として財産権等の制約を受ける当該第三者の同意を要すると考えられるため、このような財産権等の制約を正当化するためには、本文第4の2(2)の規律の要件が第三者の占有する場所が子の住居となつてい
るときのみであつたとしても、裁判所の判断を経ることが相当であるとの考
え方によつてゐる。

一方、ハーグ条約実施法に基づく強制執行の実務においては、執行官は、
子が所在する場所が明らかにされなければ解放実施を行うことができないた
め、執行官に対して解放実施を申し立てる際には、解放実施の申立書に解放
実施を行うべき場所を記載することとされている上、債務者の住居等以外の
場所において解放実施を行うに当たっては、執行官において、当該場所にお
いて解放実施を行うことの相当性を判断し、当該場所の占有者の同意の有無
を確認する必要があるため、当該場所に加え、当該場所を占有する者の氏名
又は名称及び当該場所において解放実施を行うことを相当とする理由をも記
載するとともに、当該申立書に債務者及び子の生活状況に関する資料等を添
付することとされている（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の
実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則第85
条第1項第5号、第6号、同条第2項第2号参照）。

このように、ハーグ条約実施法に基づく強制執行の実務においては、執行
官が、債権者による申立書の記載や添付資料を基に、執行場所が債務者の住
居等に該当するか否かを判断することが予定されているところ、本文第4の
2(2)の規律（ブラケット部分を除く。）のように、第三者の同意を要しない
ものとする場合の要件につき、第三者の占有する場所が子の住居となつてい
ることのみを要件とするのであれば、執行官において、第三者の占有する場
所が子の住居となつてゐるか否かを判断することができると考え方もあり得
るように思われる。このような考え方によれば、第三者の占有する場所が子
の住居となつてゐるときは、執行裁判所の許可を要するまでもなく、執行官
の判断により、当該第三者の同意なしに当該場所に立入り等を行うことがで
きるものとすることも考え得る（注）。

以上を踏まえ、第三者の同意の要否に関する判断の主体についてどのよう
に考えるか。

（注） この考え方に立つ場合には、本文第4の2(2)の規律は、「前記(1)の規定にかか
わらず、子が前記(1)に規定する場所に居住しているときは、執行官は、前記(1)の
同意を得ることを要しない。」といったものが考えられる。

- エ 執行場所を占有する者の同意に代わる許可の申立ての主体について
前記ウにおいて第三者の同意の要否に関する判断の主体を執行裁判所とす

る考え方に立つことを前提にした場合、本文の規律では、執行裁判所の許可の申立ての主体については明記していないが、一般論としては、①休日又は夜間の執行に関する現行の民事執行法第8条第1項の規律（注）を参考に、執行官を申立ての主体とする考え方のほか、②当該第三者の同意がなくても執行官に当該第三者の占有する場所への立入り等をさせることが必要であるか否かという点については、執行官に主張、立証させることが期待し難い面があるとすれば、債権者を申立ての主体とする考え方もあり得る。

（注） 民事執行法第8条第1項は、執行官等は、休日又は夜間に人の住居に立ち入って職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならないと定めており、その趣旨としては、休日又は夜間の執行については、平日の昼間と比べて住居の平穩を害する程度が大きく、プライバシーを侵害するおそれが高まることから、執行裁判所による事前の許可を要することとしたものとされている。

オ 第三者の同意の要否に関する判断に対する不服申立てについて

民事執行法は、不服申立ての対象となる個別の執行処分要件や手続上の意義には多種多様なものがあるため、その実質的差異に応じて不服申立ての審判方式等に差異を設け、執行手続の適正と迅速な進行という二つの相反する要請の調整を図ったものであり、上級審の審理に服せしめることが適当な執行裁判所の処分を個別に選び出し、その処分に対しては執行抗告をすることができる旨を定めたものと解されている。

そして、前記ウにおいて、第三者の同意の要否に関する判断の主体を執行裁判所とした場合には、執行裁判所の許可に対し、執行抗告をすることができるか否かが問題となる（注1）（注2）。この問題については、第三者の同意の要否に関する判断の重要性をどのように評価するかによるところではあるが、仮に執行抗告をすることができるとした場合には、第三者の占有する場所における強制執行の手続において、2度の執行抗告（執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定に対する執行抗告と、第三者の同意なしに執行官による立入り等をさせることの許可に対する執行抗告）を認めることとなり、執行手続の迅速な進行の要請が害されるとの批判があり得る。また、執行裁判所の許可は、執行官に当該第三者の占有する場所に立入り等をさせるという一時的な行為についてのものであり、執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をするか否かの判断と比較すれば、執行抗告までを認める必要性は相対的に低いとの評価もあり得るように思われる。

他方、前記ウにおいて、第三者の同意の要否に関する判断の主体を執行官とした場合には、執行官の処分については執行抗告の対象とはならないから、当該判断に対する不服申立てとしては、執行異議の可否のみが問題となると考えられる。

以上を踏まえ、第三者の同意の要否に関する判断に対する不服申立てについて、どのように考えるか。

(注1) 説明の本文は、執行裁判所の許可がされた場合における第三者による執行抗告の可否について記載したものであるが、執行裁判所による許可がされなかった場合における不服申立ての可否については、その主体をどのように考えるかという点も問題となる。

この点については、前記エの申立ての主体についての考え方とも関連するが、前記エにおいて、債権者を申立ての主体とする考え方に立つ場合には、説明の本文と同様に、債権者に執行抗告まで認めるか、執行異議をすることができるにとどまるかが問題となり得る。

他方、前記エにおいて、執行官を申立ての主体とする考え方に立つ場合には、民事執行法第8条の場合（同条の許可は、執行裁判所の執行官等に対する監督権の行使の性格を有するため、執行官等に不服申立権を認めるのは相当でないと考えられている。）と同様に、執行官による不服申立てを認めることは相当でないと考えられるため、債権者による不服申立ての可否が問題となる（なお、執行抗告まで許容するか否かも問題となるが、民事執行法第8条の許可がされなかった場合においては、債権者に執行異議を認める見解が有力のようである。）。

(注2) 執行裁判所の許可に関しては、仮に、執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定を行う中で（部会資料17-2本文第1の1参照）判断する規律を想定するのであれば、当該許可の当否についても、当該決定に対する執行抗告において争うことが想定されるところであるが、当該決定がされた後に債務者の住居等以外の場所での執行が必要であることが判明する場合もあり得る以上、当該許可に対する不服申立ての在り方については、当該決定に対する執行抗告とは別個独立のものとして検討することが相当であると思われる。

(その他の論点)

第17回会議では、試案において取り上げられた各規律（部会資料17-2及び本部会資料の各本文に記載されているもの）のほか、子の引渡しに関する債務名義を有する債権者が、裁判所に申立てをすることによって、「公署、学校その他の団体（電話会社、警察等を含む。）に対し、子の所在の調査を囑託することができる」といった制度」を設けるべきではないかとの意見があった。

もっとも、部会のこれまでの議論においては、子の引渡しの強制執行に限って、このような制度を設けることの必要性や合理性についての具体的な説明が必要であるとの指摘がされたほか、まず債務者自身が債権者に対し子の所在場所を開示する義務が認められるか、第三者に回答義務を課すとすれば、その理論的な説明が求められることとなるのではないかといった指摘がされた。

そして、債務者自身が債権者に対し子の所在場所を開示する義務が認められるとする根拠や、第三者が子の所在場所について回答義務を負うとする根拠については、なお理論的な位置付けが整理されたとは言い難く、このような部会での議論状況を踏まえると、現時点では、子の所在の調査に関する制度を創設することは困難であるとの考え方があり得る。この点についてどのように考えるか。